|  |
| --- |
| **都市整備部技術職員採用強化戦略事業**  **に係る委託業務仕様書** |

**１ 業務名**

令和７年度大阪府都市整備部技術職員採用強化戦略事業委託業務

**２ 業務期間**

契約締結の日から令和８年３月31日まで

**３ 業務目的**

技術職人材獲得競争が激化し、全国的に技術系公務員不足が生じている中、老朽化していくインフラの維持管理、技術職員不足の市町村支援、災害派遣対応等、円滑な大阪府行政運営を維持していくために、大阪府技術職員の人材確保が喫緊の課題となっている。そのため、大阪府技術職※の認知度向上を図り、大学生や社会人等に対してその役割や魅力を広く伝え、志望度を高める情報発信を行うことで、大阪府が実施する採用試験の申込者数の増加を図り、有為な人材を獲得することを目的とする。

また、内定者が安心して入庁できるよう、職場環境やキャリアパスの魅力を伝える施策を強化することで内定辞退を防止することを目的とする。

なお、本事業の達成目標は下記のとおりである。

〇令和８年度大阪府技術職（土木・建築・機械・電気）採用試験申込者数５５０名

〇令和７年度内定辞退率１６．５％

※本事業による人材獲得の対象職種は技術（土木・建築・機械・電気）であり、その他の職種（行政等）は本事業の対象としない。

**４ 採用スケジュール**

令和７年度の大阪府技術職員（土木・建築・機械・電気）採用試験スケジュールは下記サイトのとおりであり、令和８年度の採用試験も同様のスケジュールであることを前提として、「５ 業務概要」に記載する業務を実施すること。

〇令和７年度大阪府職員採用試験実施予定

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o210010/jinji-i/saiyo/keikaku.html>

**５ 業務概要**

　業務概要は、下記　⑴ 採用広報　及び　⑵ 辞退防止　に記載のとおりとし、府と連携しながら実施すること。また、受託者は、下記業務の実施にかかる企画、交渉、調整、諸手続、各種手配等の一切の業務を行うものとする。

**（１）採用広報**

**ア　ターゲット層**

大阪府では技術職採用試験受験者数増加に向け、保護者・教員向け説明会や職場見学会バスツアー、オンライン形式での座談会等、様々な採用広報の取組を実施しているものの、技術系公務員に関心を持っている層に対するアプローチはできているが、技術系公務員を認知していない層に対するアプローチができていない。

　　　このような状況を踏まえ、本業務のターゲット層は、大阪府技術職の認知度向上の観点から、下記①及び②の非認知層とする。

1. 土木、建築等の技術系の専門知識を有しており、就職先として技術系公務員に関心を持っておらず、民間企業への就職を検討している大学生及び大学院生（特に大学３回生、大学院１年生）等※。　　　　　※高等専門学校を卒業見込みの者など、受験資格を有する者を含む
2. 土木、建築等の技術系の専門知識を有しており、転職先として技術系公務員に関心を持っておらず、民間企業への転職を検討している転職希望者（府が実施する採用試験の条件に合致する年齢層）

本事業の目標達成に向けて、大阪府技術職員採用に係る試験制度や既存の広報活動等の取組み及び採用実績等の現状を十分に認識・分析※したうえで、上記①、②それぞれのターゲット層に対して注力する割合を根拠とともに示し、下記イからオに記載する広報業務について、最大限効果的に訴求できると考えられる事業内容の企画・提案を根拠を示しながら行うこと。

　　　加えて、それぞれの事業を実施する全体スケジュールを示すこと。

　　　※現状の認識・分析に当たっては、参考資料①「大阪府技術職員の採用試験実施状況」及び参考資料②「令和７年度における大阪府の広報に関する取組予定」を参照すること。

**イ　デジタル広報**

1. **デジタル広報の検討**

　・大阪府が運用している下記オウンドメディアを活用し、アのターゲット層に応じて広報効果の最大化を図るうえで最適と考えられるデジタル広報媒体（複数の媒体の組み合わせも可）や配信方法を提案すること。

【大阪府オウンドメディア】

〇大阪府職員採用情報サイト

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o210010/jinji-i/saiyo/index.html>

〇大阪府技術職【土木・建築・機械・電気】 採用情報サイト

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130010/doboku/tech_job/index.html>

　〇大阪府技術系職員採用特設サイト

<https://www.osaka-pref-toshiseibi.com/>

　〇大阪府技術職仕事紹介動画サイト

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130010/doboku/dougashoukai/index.html>

　〇Youtube　「大阪府技術職（土木職・建築職・機械職・電気職）の仕事について」

<https://www.youtube.com/watch?v=KOlBY9kkDL8>

　・配信期間については、大阪府技術職員採用試験日程や大阪府技術職向け各種採用イベントの実施日を踏まえ、試験申込みや各種イベントの参加への意欲を喚起できるような広報期間を提案すること。

　・広告配信に当たっては、「大阪府職員採用情報サイト」及び「大阪府技術職【土木・建築・機械・電気】 採用情報サイト」へのリンクが可能となるような設定を行うこと。

　・広告配信は、リーチ数、クリック実績といった広告に対する反応に留まらず、エンゲージメント・コンバージョン実績などの上記サイト流入後の広告への反応を比較検証しながら、ターゲットに集中的に広告を配信していくことで、事業効果の最大化を図ること。

1. **クリエイティブ作成**

・①のデジタル広報媒体で訴求する広告クリエイティブについては、公序良俗に反しないものであって、アのターゲット層に応じて訴求すべき内容を検討し、広告効果の最大化を図る上で最適なクリエイティブを提案すること。なお、制作物は、本事業終了後も大阪府が配信及び使用できるものとすること。

・大阪府技術職の業務内容・魅力等も組み込みながら、広告接触後に、大阪府職員採用情報サイトへの流入のみにとどまることなく、各種イベントの参加や試験申込みの意欲を喚起し、独自性のあるブランドやイメージを形成するような内容とし、認知度向上効果が見込まれるものとする。

・提案内容に応じて、選択したプラットフォームに広告を最適化するための動画、画像、コピーライティングの編集についても実施すること。

1. **ＰＤＣＡの実施**

　広告配信期間を通じて、ＰＤＣＡサイクルを回しながら、広告内容、配信対象、配信方法等について、府と協議しながら継続的に改善を図ること。

**ウ　求人サイト（就職サイト・転職サイト）への掲載、サイト登録者へのアプローチ**

・アのターゲット層に応じて広報効果の最大化を図るうえで最適と考えられる求人サイトへの掲載を提案すること。

・求人サイトについては、就職サイトは原則３０万人以上、転職サイトは原則５００万人以上の登録会員数が期待できる求人サイトから、各サイトの特徴を踏まえ、アのターゲット層に訴求力の高い効果的な求人サイトを１つ以上提案すること。ただし、土木、建築等の技術系専門サイト等、技術系求職者への効果的な広報効果が見込まれる場合は、登録会員数についてこの限りではない。

・求人サイトを通じて、府が指定する条件に沿った求職者へのメール等によるアプローチが可能な仕様であること。原稿作成、配信にあたっては、公務員に関心の薄い求職者であっても開封率が高まるよう工夫すること。

・府が実施する各種イベント開催、職員採用試験日程発表等の採用に係る業務の遂行に応じて随時内容の追加・変更を速やかに行うこと。

・求人サイトへの掲載にあたっては、県の業務紹介や採用情報等を文字、写真、動画等によりわかりやすく掲載すること（原稿作成、写真撮影等を含む。）。

・掲載時期等は、府と相談の上、決定すること。

**エ　採用イベント（就職イベント・転職イベント）への出展**

・アのターゲット層に応じて広報効果の最大化を図るうえで最適と考えられる就職イベント・転職イベントへの出展を提案すること。出展する採用イベントを検討する際には、イベントの内容や開催形態等を十分に吟味し、ターゲット層が集まることが期待できるものであるか慎重に判断すること。

・採用イベントについては５０名以上の来場者数が見込めるイベントとすること。ただし、合同説明会の場合は、特別の事情（対象者が技術系のみ、少人数制で全員と対面可能等）がない限り、総来場者数３００名以上を見込めるイベントとすること。

・原則対面イベントとするが、アのターゲット層に対して広報効果の最大化が見込める場合は、オンラインで採用イベントも可とする。

・契約期間中に最低６回以上実施すること。

・少なくとも４回は大阪府外で実施すること。

・出展の時期及び形式、エリアについては、アのターゲット層の採用市場の動向を踏まえ、最大限効果的となるよう計画すること。また、府と相談の上、決定すること。

**オ　その他の採用広報**

委託金額の範囲内において、本業務の目的達成のために、アのターゲット層に応じた広報効果の最大化を図るうえで最適と考えられる採用広報をイ～エ以外の取組で提案すること（例：採用広報ショート動画作成、SNS運用、タイアップ記事、求人サイト会員へのより効果的なアプローチ機能等）。

**（２） 辞退防止**

**ア　内定者向け制作物の企画・作成**

・内定辞退を防止するために、内定者向けの配信資料として、大阪府技術職の仕事内容や魅力、キャリアプラン等を紹介する制作物（パンフレット、リーフレット、動画等）を提案すること。

・制作物については、内定者が府で働いている姿を強くイメージでき、府に対するエンゲージメントを醸成できるようなイメージ案を提案すること。

・制作物に使用する写真については、受託者において撮影又は入手するほか、府と協議の上、府に帰属する素材で使用可能なものがあれば、府はこれを提供するものとする。

・制作物の作成にあたっては、初稿から最終稿まで複数回の校正をすること。

**イ その他の内定辞退防止策**

委託金額の範囲内において、本業務の目的達成のために最適と考えられるア以外の内定辞退防止策を提案すること（例：内定者合同イベントの開催、内定者向けノベルティの作成等）。

**（３）数値目標（ＫＰＩ設定）**

・以下の試験区分に応じた採用試験申込者数及び内定辞退率の目標数値を提示するので、提案者又は他社の実績に基づく根拠を示した上で、本目標達成に向けて適当と考えるKPIを１つ以上設定し、提案すること。

なお、申込者数５５０名を前提に各試験区分の目標数を変更することは可とする。ただし、府と協議の上、変更すること。

また、これらのKPIは、府と協議の上、事業開始前に決定すること。

・目標KPIで示した各種値を達成した場合も、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

〇令和８年度大阪府技術職（土木・建築・機械・電気）採用試験申込者数５５０名

・大学卒　３００名

・社会人卒（春・秋）　１８０名

・高校卒　５０名

・公務員経験者 ２０名

※試験区分毎の申込者数は目標例であり、変更可能。

※令和６年度採用試験申込者数４６６名

　〇令和７年度内定辞退率１６．５％

※令和６年度内定辞退率３２．９％

【目標ＫＰＩ例 】

・採用サイトへの訪問者数：〇〇人

・デジタル広告表示回数 : 〇〇回

・デジタル広告クリック数：〇〇回

・ページビュー数 採用サイトの閲覧ページ数：○○ページ

・平均セッション時間 採用サイトでの滞在時間 ：〇〇秒

・直帰率 1 ページのみを見て離脱した割合 ：〇〇%

・イベント参加者数（合同説明会やセミナーへの参加数 ）：〇〇人

・大阪府採用試験受験等申込システムページ（エントリーページ）遷移数: 〇〇回

・コンバージョン率（採用サイト訪問者数に対するエントリーページへの遷移数の割合）：〇〇％

【参考①】大阪府技術職【土木・建築・機械・電気】 採用情報サイト訪問者数等（令和６年度）

・採用サイトへの訪問者数：12,161人（R6.6～R7.3）

・ページビュー数：18,698ページ（R6.4～R7.3）

・直帰率：53.8％（R6.6～R7.3）

【参考②】令和６年度 大阪府技術職員採用デジタル広告実績

・デジタル広告表示回数（R7.2.7～R7.3.23）

　Yahoo!：120,128回、Google：44,382回、Youtube：345,774回、

X：499,360回、LINE：22,487回

・デジタル広告クリック数（R7.2.7～R7.3.23）

　Yahoo!：5,055回、Google：5,027回、Youtube：2,581回、

X：657回、LINE：2,510回

**（４）実施計画書・分析結果報告書の提出**

・契約締結後速やかに、本業務に係る実施計画書を作成し、府と協議の上決定すること。

・広告配信状況やWebサイトのアクセス分析を行い、月次でレポートを作成し、提出するとともに、月１回程度府との定期的な打合せを行い、分析結果に基づいた改善策等を提案・実施すること。中間報告の時期・回数は、受託後に府と協議の上決定すること。

・年度末までに事業の結果分析及び今後の展開について改善提案を盛り込んだ分析結果報告書を提出すること。

**６　成果の帰属及び秘密保持**

**（１）成果の帰属**

受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、府に帰属する。

**（２）秘密保持**

・本業務に関し、受託者から府に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。

・本業務に関し、受託者が府から受領又は閲覧した資料等は、府の了解なく公表又は使用してはならない。

・受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

**７　個人情報の保護**

個人情報の保護については、個人情報の保有、利用および管理について、「個人情報の保護に関する法律」等関係法令の規定に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は同法令及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなけ ればならない。

なお、受託業務の従事者が個人情報の漏えい等を行った場合には、同法令の規定に基づき処罰される場合がある。おって、疑義がある場合は府に協議することとする。

**８　その他**

本業務の実施にあたっては、府の指示に従うこと。その他、本仕様書に記載されていない事項についても、府の指示に従うこと。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、府と協議すること。

（別記）

＜甲：大阪府、乙：受託者＞

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１ 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２ 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（保有の制限）

第３ 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

（利用及び提供の制限）

第４ 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第５ 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（従事者の監督）

第６ 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

２ 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第７ 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第８ 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（資料等の返還等）

第９ 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（実地検査）

第10 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（取扱状況についての指示等）

第11 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

（事故発生時における報告）

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（損害賠償等）

第13 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第14 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除できるものとする。